

容器包装プラスチックの収集・資源化について

1. 容器包装プラスチックの収集・資源化のこれまでの経緯

2013年4月 「町田市資源循環型施設整備基本計画」策定

- ・2020年度までに資源ごみ処理施設を市内2箇所分散して配置（新設）
施設内にて容器包装プラスチックの圧縮梱包を実施予定
- ・現有施設である「リレーセンターみなみ」に容器包装プラスチック圧縮梱包施設を追加

2016年4月 JR横浜線以南地域で、容器包装プラスチックの分別収集開始

- ・リレーセンターみなみにて圧縮梱包を実施

2023年5月 「町田市資源循環型施設整備基本計画」改定

- ・資源ごみ処理施設の稼働時期を見直し
 - (1) 相原エリア 2025年度→2028年度
 - (2) 上小山田エリア 2027年度→2037年度

⇒当初の予定では、施設整備を行ったうえで、2020年度から市全域で容器包装プラスチックの収集・資源化を実施する予定でしたが、実際は一部地域での実施にとどまっています。

2. 計画における容器包装プラスチックに関する目標

第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画・アクションプラン

(1) 資源化量

- ・2025年度までに+200トン
- ・2030年度までに+3,800トン
計+4,000トン

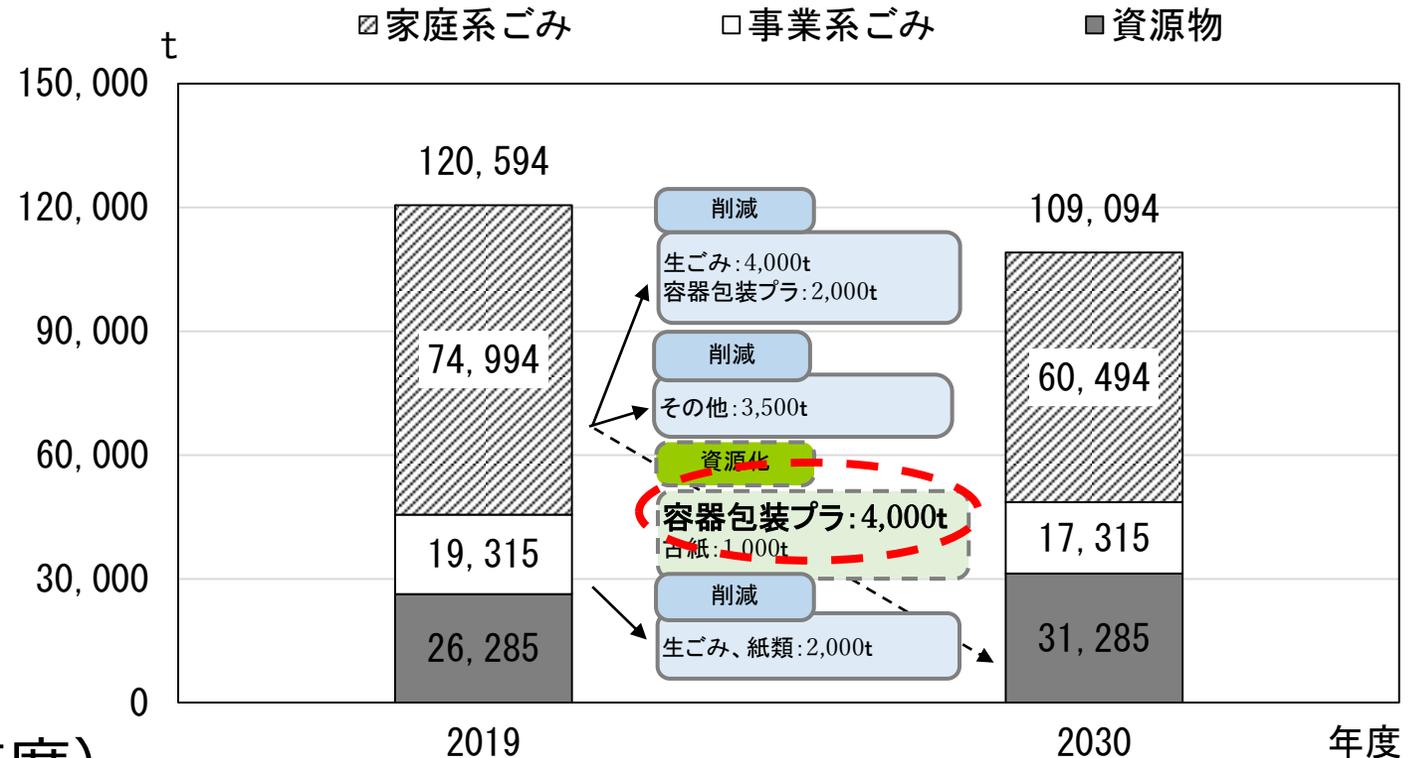
(2) 総資源化率

- ・31% (2019年度)
- 40% (2030年度)

(3) 温室効果ガス排出量

- ・34,000 t -CO₂ (2019年度)
- 24,000 t -CO₂ (2030年度)

図2-20 目標達成時の総ごみ量



3. 現在の町田市の状況

(1) 「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」の目標の進捗状況

指標項目	2019年度 (基準)	2022年度	2030年度 (目標)
資源化量 (容リプラ)	—	+249 t		+4,000 t
総資源化率	31%	32.6%		40%
温室効果ガス排出量	34,000 t -CO ₂	45,229 t -CO ₂		24,000 t -CO ₂

(2) 多摩26市との比較

- ・2022年度の総資源化率 24位 (平均37.6%)

(3) 処理支援について

- ・町田市バイオエネルギーセンターで処理しきれない可燃ごみを多摩ニュータウン環境組合へ処理を依頼しています。→^{*}年間4,000 t 程度

4. 市全域での容器包装プラスチック収集・資源化の開始

- これまでの経緯と現在の温室効果ガスの排出状況や資源化率の状況を踏まえ、早期に容器包装プラスチックの資源化を進める必要があると認識
- 相原地区の資源ごみ処理施設の整備が完了する2028年度を待たずに、容器包装プラスチックの収集・資源化を進める方策を模索
→暫定的な処理方法の目途



2026年度から市全域で容器包装プラスチックの収集・資源化を開始

<期待する効果>

- 温室効果ガスの削減 11,000 t -CO₂削減
- 資源化率の向上 32.6%→36.2%

5. 収集・資源化の方法

(1) 暫定処理

- ・市外の民間の中間処理施設にて選別・圧縮・梱包を実施（複数の施設を想定）
- ・現在と同様に、(財)日本容器包装リサイクル協会を通じて資源化

(2) 施設整備との関係

- ・相原地区及び上小山田地区の資源ごみ処理施設の稼働後は、順次、市内での処理へ移行

(3) 収集の体制

- ・先行するJR横浜線以南地域と同様、戸別収集を実施
- ・指定収集袋にて排出されたものを、週1回収集
- ・収集は、委託にて実施（複数業者を想定）

6. 事業実施にあたっての課題

(1) 製品プラスチックの収集・資源化

- ・現状では、近隣に製品プラスチックの中間処理を行える事業者が存在しないため、資源ごみ処理施設の稼働後に実施する方針
- ・ただし、近隣で中間処理が可能な事業者が見つかった場合には、施設整備を待たずしての実施を検討

(2) コスト削減

- ・市外の中間処理施設まで運搬するため、コストやCO₂排出量が増大
→効率的な運搬方法を検討する必要があります。
- 他の収集品目も含めたコストやCO₂排出量削減策を検討する必要があります。
(剪定枝収集の予約化、拠点回収の見直し etc)

(3) 分別協力率の向上

- ・いかに市民の方に容器包装プラスチックの分別に協力していただくか
→効果的・効率的な周知・啓発を実施する必要があります。

7. 今後のスケジュール ほか

- 市民への周知・啓発の方法など、今後の進捗については、アクションプランの進捗確認の際などに、適宜報告を行います。
- なお、2023年度第3回（2023年7月）の当審議会にて、ビン・カンの暫定処理の必要性について報告いたしましたが、これらの品目についても、容器包装プラスチックと同様に、暫定的に外部の民間処理施設にて中間処理を行う方針としています。この処理の変更に伴う市民の排出方法（収集方法）に変更はありません。